

改正

平成28年12月14日告示第298号の2

令和3年1月18日告示第8号

多治見市介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が在宅高齢者等のための介護予防・生活支援活動を行うための拠点を改修するための補助金の交付に関し、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護予防・生活支援活動 要介護状態若しくは要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための活動をいう。

(2) 集会所 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体(以下「地縁団体」という。)が維持管理する集会施設又は公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項の規定により市が設置した公民館を除く。)をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、介護予防・生活支援活動を行うための事業で、次に掲げるものとする。ただし、この要綱に基づき補助金の交付を受けた事業を行った集会所で新たに行う事業については、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年以内は対象としない。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 扉の引き戸等への取替え
- (5) 便器の洋式便器等への取替え
- (6) 前各号の事業に附帯して必要となる改修

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象事業を行う集会所を維持管理する地縁団体（次号に掲げる地縁団体を除く。）の代表者又は当該代表者から当該集会所の維持管理について委託を受けた者
- (2) 補助対象事業を行う集会所を維持管理する認可地縁団体(地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。)

(補助率等)

第5条 補助率、補助限度額等は、別表第1に定めるところによる。

- 2 補助金交付の対象となる費用に対する他の補助金等の収入金があるときは、当該対象となる費用から当該収入金の額を控除するものとする。
- 3 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設計書又は見積明細書
- (3) 図面（改修の場合にあっては、改修の前後が分かるもの）
- (4) 現況写真

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、速やかに審査し、補助金の交付の可否を決定し、介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付を決定された者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の完了後、速やかに介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 領収書又は振込金明細書の写し
 - （2） 契約書の写し（契約書を作成した場合に限る。）
 - （3） 完成写真
- （交付額確定通知）

第9条 市長は、補助事業者から前条の実績報告書を受領したときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定し、介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
 - （2） 補助金交付の条件に違反したとき。
 - （3） 偽りその他不正の行為があったとき。
- （その他）

第12条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 3 民生の款 5 高齢者福祉対策事業の項 1 高齢者福祉対策事業の目 1 宅老所運営事業の節を削り、同目中「2 コミュニティ活性化事業」を「1 コミュニティ活性化事業」に改め、同款 6 社会福祉施設整備事業の項 1 高齢者福祉施設整備事業の目中

「2 宅老所施設整備事業						
1 宅老所施設整備事業	市の宅老所運営等補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。		」を

「2 介護予防・生活支援活動拠点整備事業						
1 介護予防・生活支援活動拠点整備事業	市の介護予防・生活支援活動拠点整備事業補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。		」

に改め、同項 2 国、県の補助制度に基づく事業の目 3 宅老所施設整備事業の節を削り、同目中「4 障害者グループホーム・ケアホーム整備事業」を「3 障害者グループホーム・ケアホーム整備事業」に改める。

- 3 多治見市宅老所運営等補助金交付要綱（平成14年告示第78号）は、廃止する。

附 則（平成28年12月14日告示第298号の2）

この告示は、平成28年12月15日から施行する。

附 則（令和3年1月18日告示第8号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助対象事業に要する経費	補助対象経費の10分の10	50万円

別記

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第10条関係）